

## 【談話】

教育条件の充実と競争主義・能力主義の克服なくして特別なニーズのある生徒への教育はすすまない  
～「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」のとりまとめ公表にあたって～

2016年4月6日

全日本教職員組合（全教）

書記長 小畑 雅子

文科省が昨年10月に設置した「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」は3月31日、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（以下「充実方策」）のとりまとめを公表しました。2018年度から高校において「通級による指導」を制度化し、「障害に応じた特別の指導」を行えるようにするというものです。今回の「充実方策」は短期間でまとめられ、全国の高校現場で「困っている」生徒や教職員の悩み、問題意識を十分反映したものになっているとは言えません。今後通級による指導の具体化にあたって、高校の生徒、保護者、教職員の聞きとりなどを実施し、より充実した制度になるように検討することを求めるものです。

とりまとめられた「充実方策」では、「制度化にあたっての充実方策」について「高等学校における特別支援教育については、まず、通常の学級の中で障害の状態に応じた適切な配慮が最大限行われることが重要」としています。そのために一番重要なことは、40人学級のまま放置されている高校の学級編制基準を35人から30人以下に計画的に改善していくことです。とりわけ様々な課題を抱えている生徒が多い定時制については早急に20人以下学級とすることが求められています。そのことにより、教職員の目が生徒一人ひとりに届くようになり、生徒どうしの関係も築きやすくなります。また、ケースワーカーやソーシャルワーカー、看護師等の各学校への配置も欠かせません。高校教育全般における条件整備の改善なくして、特別なニーズのある生徒への十分な対応はできません。

高校に在籍する特別なニーズのある生徒たちがより豊かな学びを獲得するために、制度として通級による指導を高校に位置づけることは必要です。発達障害などのある生徒にとって、学校生活における学びづらさ、人との関係の取りづらさを共感的に受け止めてもらえ、問題解決のための方策を共に学ぶ集団や場があることはとても重要です。また、自分の障害などについて科学的に理解し、系統的に自己認識を深めていくためにも必要な場になります。小中学校と同じように、高校で通級による指導を導入するにあたっては、その条件整備について、国は都道府県などの設置者任せにせず、責任をもって整備することが重要です。具体的には、通級による指導のための定数の配置を複数行うことや、担当する生徒数をできるだけ少なくして丁寧な働きかけができるようにすること、校内に専用の教室を確保し、必要な設備、備品、教材の確保のための予算措置を行うこと等、学校や生徒の実情に合わせた対応が必要です。また今後、高校に少なからず在籍する知的障害のある生徒への対応、中学校などとの連携や、卒業後を見通した労働、福祉との連携など、今まで以上の細やかな対応が高校に求められます。自治体や教育委員会のサポートも重要です。

「通級による指導」の理解の推進は、特別なニーズのある生徒や保護者、教職員だけの問題ではありません。何より、対象となる生徒の周囲にいる生徒、その保護者の理解を深めていくことが重要です。それは競争主義・能力主義の教育からは生まれません。子どもたちの学習権の保障と全面的な発達保障のために、高校教育のあり方そのものを見直しが必要です。

安倍政権は「教育再生」の名のもとに、新たな格差を生み出す教育制度の複線化や小中一貫校の制度化、中高一貫校やスーパーグローバルハイスクール、大学の3つの類型化など、徹底した競争主義を持ち込もうとしています。しかし国民が求めているのは、すべての生徒の学び、成長する権利を保障するため、憲法と子どもの権利条約に基づき、幅広い基礎学力の充実と人格の完成を促すための諸制度の検討です。全教は、高校における「特別支援」教育のあり方についてもこの立場に立った議論をすすめていくことを強く求めるとともに、子どもと父母・保護者、教職員、地域のみなさんとともに、参加と共同の学校づくりをよりいっそうすすめていくものです。

